

市県民税申告相談日程

学区ごとに相談日・会場が決まっています。できるだけ指定の相談会場にお越しください。 市 税務課 ☎53-5115 53-5118

対象学区等	相談日(受付時間 9時～11時30分/13時～16時)	相談会場
春照学区	2月16日(金)、2月20日(火)、3月5日(火)	山東支所
伊吹学区	2月19日(月)、2月21日(水)、3月6日(水)	
東草野学区	2月20日(火)、2月21日(水)、3月6日(水)	
旧山東東学区	2月22日(木)、2月29日(木)、3月5日(火)	
旧山東西学区	2月26日(月)、2月29日(木)、3月5日(火)	
柏原学区	2月28日(水)、3月4日(月)、3月6日(水)	
大原学区	2月27日(火)、3月1日(金)、3月6日(水)	
旧米原学区	2月16日(金)、2月19日(月)、2月26日(月)	本庁舎
旧入江学区	2月20日(火)、2月21日(水)、3月5日(火)	
河南学区	2月22日(木)、2月29日(木)、3月5日(火)	
息長学区	2月27日(火)、3月1日(金)、3月6日(水)	
坂田学区	2月28日(水)、3月4日(月)、3月6日(水)	
全学区	3月7日(木)、3月8日(金)、3月11日(月)～3月15日(金)	

- ・旧山東東学区(行政区)
⇒長岡、万願寺、西山
 - ・旧山東西学区(行政区)
⇒志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、堂谷、本郷、加勢野
 - ・旧米原学区(行政区)
⇒梅ヶ原、米原、米原西、下多良、中多良、上多良、多良、入江、賀目山、米原ステーションタウン
 - ・旧入江学区(行政区)
⇒朝妻、筑摩、磯
- ※混雑状況により、受付時間内であっても受付を早めに終了する場合があります。
- ※受付時間外は、受付・相談業務を行いません。

税務署主催還付申告会場をご利用ください

例年、申告相談会場は大変混雑しますので、年金受給者や給与所得者のための還付申告会場をぜひ、ご利用ください。

※相続税、贈与税、土地・建物・株式の譲渡所得等の相談は行いません。

※マイナンバーカードまたは利用者識別番号をお持ちの人は、必ずご持参ください。

日時	2月2日(金)、5日(月) 9時30分～11時30分 / 13時～15時30分
会場	米原市役所 本庁舎 コンベンションホール

次の人は長浜税務署で申告してください

長浜税務署 ☎0749-62-6144

- 災害等による被害について雑損控除を申告する人
- 新たに住宅借入金等特別控除を受ける人
- 山林所得がある人
- 白色申告をする事業者で農業、不動産、営業所得等の収支内訳書作成の相談が必要な人
- 株式・土地・建物等の譲渡所得がある人
- 先物取引に係る所得がある人
- 青色申告をする人
- 準確定申告(亡くなられた人の申告)をする人
- 確定申告書の控えに受付印が必要な人

「入場整理券」が必要です!

確定申告会場の混雑緩和のため、税務署の会場への入場には、当日会場で配布またはLINEによる事前発行した整理券が必要です。整理券の配布状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

日時	2月16日(金)～3月15日(金) ※土日祝日除く 9時～16時
会場	長浜税務署 別館 第一会議室 (長浜市高田町9-3)



※申告相談会場は電子申告推進のため、申告相談パソコンの台数を制限します。例年以上の混雑が予想されますので、ご自宅等で申告ができるe-Tax(電子申告)のご利用をお勧めします。

※体調に違和感がある人は、来場をお控えください。

自宅等からいつでも!

スマートフォンやパソコンで確定申告ができます!

長浜税務署 ☎0749-62-6144

国税庁ウェブサイトから、所得税の確定申告書等が簡単に作成できます。

ウェブサイトで作成したら…

国税庁ウェブサイト
確定申告書等作成コーナー



方法1 e-Tax(電子申告)による申請
・マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカードと対応のスマートフォンを利用
・事前に税務署でIDとパスワードを取得

方法2 申告書を印刷し、長浜税務署へ、郵送または持参

伊吹山テレビでe-Taxの申告方法を放送します

市 広報秘書課 ☎53-5163 53-5149



放送日	1月26日～2月22日(7時～・12時～・18時～)
放送内容	スマホ申告 マイナンバーカードを利用したe-Tax送信方法

受付期間：2月16日(金)～3月15日(金)

市県民税申告・確定申告はお早めに

市 税務課 ☎53-5115 53-5118

詳しくは、税務課および山東支所・各市民自治センター・各行政サービスセンターにある「市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料および介護保険料等の申告について」をご確認ください。市県民税申告書は、本誌と同時配布の申告書をコピーしてご利用ください。なお、確定申告の詳細な内容は、国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901)にお問い合わせください。

所得税 と 復興特別所得税 の確定申告

確定申告が必要な人

■事業所得や不動産収入がある人、土地や建物を買った人などで、令和5年中の所得金額の合計が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える場合

■給与所得のある人(サラリーマン、アルバイト等)

- ①給与の年収が2千万円を超える場合
- ②給与と所得者で給与・退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える場合
- ③給与を2カ所以上から受け取り、「年末調整をされなかった給与の収入金額」と「給与・退職所得以外の各種所得金額」との合計額が20万円を超える場合

■公的年金等を受給している人

- ①公的年金等の収入金額(2カ所以上ある場合はその合計額)が400万円を超える場合
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額が20万円を超える場合

市民税 と 県民税 の申告

市県民税の申告が必要な人

令和6年1月1日現在、米原市に住所がある人で、令和5年中に所得のあった人

※ただし、次の場合は申告書を提出したものとみなされます。

- ・給与のみの所得者で、勤務先から米原市へ給与支払報告書が提出されている人
- ・公的年金等を受給している人で、公的年金等以外の所得がない人
- ・所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出した人

市県民税申告は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の申告も兼ねています。被保険者は、所得がない場合も必ず申告してください。

令和5年中に所得がない人でも、所得証明書や課税(非課税)証明書をお求めの場合、収入状況の申告が必要です。

※確定申告が不要な人でも、所得税や市県民税で各種控除を受けたい場合は、確定申告や市県民税申告が必要です。

申告に必要なもの

- 税務署から送付されたはがき等の書類
(利用者識別番号(ID)や、予定納税額が分かるもの)
- 源泉徴収票(原本)※1
- 公的年金等の源泉徴収票(原本)※1
- 収支内訳書(農業、不動産、営業等の所得がある人)
事前に作成してお越しください。
- 医療費控除の明細書※2
事前に治療を受けた人ごと、医療機関ごとに支払った医療費を集計してください。(指定の明細書の添付が必須です。領収書を添付しての申告はできませんが、領収書は、自宅等で5年間保存してください。)
- セルフメディケーション税制の明細書※2
事前に薬局ごとに医薬品等の購入費を集計してください。
- 生命保険等の各種支払証明書(原本)
- 国民年金保険料支払証明書または領収書(原本)
- 寄附金の領収書または控除証明書(原本)
- 通帳等本人名義の口座番号が分かるもの
(還付申告または初めて口座振替で納付をする人)
- 金融機関届出印(初めて口座振替で納付をする人)
- マイナンバーおよび本人確認ができる書類の提示
または写しの添付
以下のいずれかをお持ちください
・マイナンバーカード
・通知カードおよび運転免許証等
・マイナンバーが記載された住民票等
および運転免許証等

※1 申告書への添付は不要ですが、市の申告会場を利用する場合、申告書の作成に必要なため、持参してください。

※2 いずれか選択です。重複しての適用はできません。また、申告会場では集計の補助は行いませんのでご注意ください。

